

報道発表資料の配付日時 7月25日(火) 15時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 全道交通死亡事故多発警報の発表について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○ 全道で7月22日から24日までの3日間で3件の交通死亡事故が発生し、6人の方が亡くなりました。このことにより、警報発表基準に達したことから、全道の交通死亡事故多発警報を発表しました。 発表内容の詳細は別紙のとおりです。</p> <p>・警報期間：令和5年7月25日(火)～7月31日(月)の7日間 7月22日：1件 芦別市1人死亡 7月23日：1件 大樹町4人死亡 7月24日：1件 中富良野町1人死亡</p> <p>※参考 交通死亡事故多発警報の発表基準(全道) ・ 3日間で5件以上 ・ <u>3日間で2件以上かつ6人以上の死者</u></p> <p>関係機関・団体による街頭啓発を次のとおり実施します。 ・ 7月26日(水) 16:00～16:30 札幌市中央区北3条西4丁目付近歩道上(北海道庁東門前) ・ 7月27日(木) 16:00～16:30 札幌市中央区北4条西5丁目付近歩道上(アスティ45前) ・ 7月28日(金) 16:00～16:30 札幌市中央区北3条西4丁目付近歩道上(赤れんがテラス前) ・ 7月31日(月) 16:00～16:30 札幌市中央区北5条西3丁目付近歩道上(札幌駅南口前) ※雨天時は、中止とします</p> | | |
| 参考 | | | |

| | | | |
|-----------------|------------------------------|------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | 道民への注意喚起を促すため、積極的な報道をお願いします。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | (場所) | |
| | 同時レク | | |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 担当 (連絡先) | 環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全係(担当者：課長補佐 中田 智雄) TEL ダイヤルイン 011-204-5219 内線 24-160 公用スマホ 011-585-6103 内線 33528 | | |
|-------------|---|--|--|

全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和5年7月25日
北海道

| 項目 | 内容 | 備考 |
|------------------|--|--|
| 1 警報発表事由等 | <p>(1) 交通死亡事故発生状況</p> <p>① 令和5年7月22日（土）午前10時24分頃 芦別市芦別無番地先路上 車両単独（普通二輪×ガードロープ） 死者1人（普通二輪 58歳男性）</p> <p>② 令和5年7月23日（日）午前7時25分頃 広尾郡大樹町字生花783番地先路上 正面衝突（軽四乗用×普通乗用） 死者4人（軽四乗用3名、普通乗用1人）</p> <p>③ 令和5年7月24日（月）午後5時0分頃 空知郡中富良野町字中富良野鹿討農場 車両単独（大型二輪×防雪柵） 死者1人（大型二輪 29歳男性）</p> <p>(2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数及び死者数が3日間で2件6人以上となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、7月25日に北海道知事名で全道交通死亡事故多発警報を発表しました。</p> | <p>※警報発表 7月25日15:00</p> <p>※全道の警報発表基準 3日間で2件以上で6人以上</p> <p>※本年の全道警報は2回目 （前回 令和5年6月19日～6月25日）</p> <p>※7/24現在 ・本年死者 57人 ・前年比 +1人</p> |
| 2 警報期間 | 令和5年7月25日（火）～7月31日（月）までの7日間 | |
| 3 各機関による推進事項 | <p>(1) 北海道 ・国の機関への連絡 ・関係機関・団体への周知 ・関係団体等と連携した啓発活動の実施 ・SNS等の広報媒体を活用した広報活動の実施 ・ホームページによる広報</p> <p>(2) 市町村 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化 ・交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施</p> <p>(3) 北海道警察 ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・道路情報板(小型情報板)を活用した地域住民への周知 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供</p> <p>(4) 道路管理者 ・道路情報提供板による警報周知</p> | |
| 4 運転者等への注意喚起のお願い | <p>○ 自動車・二輪車は制限速度を遵守</p> <p>○ 交差点では、信号に従い、また、一時停止で必ず停止し、確実に安全確認</p> <p>○ シートベルト全席着用</p> <p>○ 居眠り運転等の防止 ・旅行等で長距離運転をする場合は、余裕のある運転計画、こまめな休憩の確保 ・同乗者は運転手に声かけ、注意喚起</p> <p>○ 脇見運転、スマートフォン等を使用しながらの運転はしない</p> | |